

[事案 28-37] 先進医療給付金支払請求

・平成 28 年 11 月 13 日 和解成立

<事案の概要>

募集人からインプラント治療に対して先進医療給付金が支払われる説明されていたことを理由に、先進医療給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 26 年 12 月に契約した終身医療保険にもとづき、先進医療給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人から本件契約の勧誘を受けた際、先進医療給付金の支払対象の例として、インプラント治療があるとの説明を受けた。
- (2) 平成 27 年 1 月に歯茎が痛みだし、歯科医師から部分入れ歯とするかインプラント治療を受ける必要があるとの説明を受けたので、インプラント治療に対して先進医療給付金が支払われるか募集人に確認したところ、支払われるとの回答があったため、インプラント治療を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約の勧誘時に、募集人がインプラント治療に先進医療給付金が支払われるとの誤説明をしたことは認める。
- (2) 平成 27 年 1 月に申立人から確認を受けた際、募集人は、インプラント治療が先進医療給付金の支払対象外であることを説明していた。申立人がそのように認識していない原因は、申立人の受ける手術が、先進医療給付金の支払対象外ではあるものの、通常の手術給付金の支払対象であったことから、会話の内容に齟齬が生じたためであると思われる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約申込時およびその後の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、先進医療給付金の支払いを認めることはできないが、以下のとおり、募集人の対応に不適切な点が認められることから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した

- (1) インプラント治療に対して先進医療給付金が支払われるという説明を受けたことは、申立人が本件契約に申込む相当程度の動機付けとなっている。約款において、先進医療給付金の支払対象は具体的に明らかになっていない（厚生労働大臣が定めた先進医療とされており、変更される可能性がある）ので、募集人としては、常に正しい情報を収集し、正しい説明をしなければならない。
- (2) 募集人は、平成 27 年 1 月に申立人に説明する際、先進医療給付金と通常の手術給付金を明確に区別して申立人に理解できるように伝えていなかったと思われる。